

## 会 議 録

会議の名称	第19回 小川町学校再編等審議会			
開催日時	令和2年12月22日(火) 午後 6時30分 ~ 午後 8時50分			
開催場所	リリックおがわ 会議室1・2			
出席者	役職名	氏名	役職名	氏名
	会長	高橋 守	委員	柏俣 厚一
	副会長	内田 清	委員	杉田 あかね
	副会長	瀬上 仁直	委員	塩谷 武
	委員	松本 孝	委員	鈴木 好幸
	委員	原 一	委員	鯨井 均
	委員	笠原 康司	委員	小野寺重雄
	委員	鈴木 幸博	委員	末藤 嘉博
	委員	佐藤由香里	委員	田中 守
	委員	遠藤奈津美	委員	寺井 貴弘
欠席者	役職名	氏名	役職名	氏名
会議の内容	1 開会 2 あいさつ 3 議題 (1) 前回会議録等について (2) 長期計画に関する答申案の検討について (3) その他 4 事務連絡 5 閉会			
会議の公開又は非公開の別	公開			
非公開理由				
傍聴人の数	1名			
発言の内容	別紙「審議内容」のとおり			

会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 1 9 回小川町学校再編等審議会次第</li> <li>・ 第 1 8 回小川町学校再編等審議会会議録（案）</li> <li>・ 小川町立小中学校の長期再編計画について（答申）案</li> </ul>
事務局	学校教育課
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
そ の 他 の 必 要 事 項	
会議録の確定	<p>令和3年1月29日</p> <p style="text-align: center;">会 長   高 橋   守</p>

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

司会)

定刻により開始

1 開会

内田副会長

2 あいさつ

高橋会長

3 議題

(1)前回会議録等について

高橋会長) それでは条例に基づき、議事を進行させていただきます。

最初に、(1)前回会議録等についてです。この会議録（案）について、何か訂正がありますでしょうか。

鈴木好幸委員) 会長よろしいでしょうか。会議録案 P.3 の私の発言部分について、次のように文言の修正をお願いできればと思います。

「まず、現在の檜台中学校については、団地の中学校ということで、将来、過疎化することをあまり想定してない中学校であるということは確かだと思います。そこで、学校再編の話が持ち上がったと。」の部分で、「まず、現在の檜台中学校については、都市計画法に基づいた開発団地の中学校であり、将来、生徒数が極端に減少し、過疎化することを想定した中学校であると思います。位置的には東中と西中の中にあり、クローズアップされ学校再編の話が持ち上がったのではないかと思います。」と修正をしていただければありがたいと思います。

(高橋会長が訂正箇所を確認し、各委員が訂正について承認する)

高橋会長) 他にいかがでしょうか。

特になければご承認いただいたということで、後ほど署名したいと思います。ありがとうございました。

(2)長期計画に関する答申案の検討について

高橋会長) 続いて、長期計画に関する答申案の検討に移りたいと思います。

私が作成した答申の原案について、事前配布をさせていただいております。まず、はじめに答申案の構成等の内容のまとめ方について、説明をさせていただきたいと思います。

基本的には、短期計画の答申の形式に沿ってまとめてあります。表紙及び目次があり、その後、会長としての私のあいさつ文という形で作成し、本文とは別に付けさせていただきました。これについては、後ほどご検討いただければと思います。

全体のまとめ方としては、諮問をいただいたことに対し、答申を出すということから、まず結論を先に述べ、その後に具体的な課題等について、詳細に課題解決策の説明を記載する、という流れの形式をとっています。また、全体の

流れとしては、審議を進めてきた7つの観点ごとに、小学校と中学校を両方まとめた形で記載しています。そして、その審議の進め方についても、長期計画の審議方法という項目として入れさせていただきました。

文章の記述方法については、ですます調で統一をしておき、結論部分について記載した四角で囲った部分の中については、である調で記載をしました。

そのような流れで、これまでの皆さまの審議の総意という形で全体をまとめてあります。記載内容の中には、ご発言の意図と異なる内容になっている部分もあるかもしれません。本日、内容について審議をしていただく中で、訂正等をしていただければと考えています。

今日と次回の2回の審議会の中で、最後まで確認をしなければなりませんので、できるだけ効率的に進行することができればと考えています。

審議の中で、皆さまそれぞれの思いや考えがあり、全員の意見が一致する形にはならない部分も、長期計画の審議においてはあったかと思えます。これについては、結論として答申をまとめるにあたっては、多数決ではありませんが、より多くの意見があったものを集約させていただきました。また、結論に対する理由を文章で述べなければいけませんので、その理由や言いまわし等が適切かどうか、審議の中で確認、訂正をしていただければと思います。

これから順に進めていきます。進め方については、項目ごとに区切りながら私が読み上げていきますので、その都度ご意見を頂けたらと思います。

そのような形でよろしいでしょうか。

(委員承認)

事務局)事務局からよろしいでしょうか。

委員の皆さまには、ここに至るまで慎重なご審議をいただきありがとうございます。会長におかれましては、このような形にまとめていただき、大変なご苦勞があったことと思えます。感謝申し上げます。

これから先の進め方については、ご確認のとおりにと思っているところです。答申を受け取る立場である事務局は、審議会にご意見を申し上げる立場にはございませんが、お願いとして確認をしていただけるとありがたいと考えている内容がございます。

本日の答申案の記載の中で、四角で囲まれた部分が、これまで7つの観点ごとに審議をされてきた一つ一つの結論部分であると捉えています。

これまでの審議の過程で、様々な意見があり、賛否や理由も様々にございました。そのため、答申書に記載される結論部分については、審議会の合議による結論としての内容と、様々なあったその他の意見部分との明確な区別が必要であると考えています。

このような考えから、ここからの審議においては、答申の中の四角で囲まれた部分の意見が、審議会の総意としての結論となっているかどうか、という点について、委員の皆さまに確認をしていただきながら進めて頂けると幸いです。よろしく願いいたします。

高橋会長)皆さまよろしいでしょうか。私のまとめ方としては、答申書の四角で囲まれた部分は、審議会の結論という考え方で書きました。ですので、これは違う、ということがあったらご意見を出していただけたらと思います。よろし

くお願いします。

では、順に読んでいきますので、区切ったところでご意見をいただきたいと思います。では、1「長期計画」の審議方法及び2審議経過についてです。

(高橋会長朗読)

高橋会長) まず、ここまででご意見がありましたらお願いいたします。

末藤委員) P.2 の中段あたり、学校再編の諮問の骨子についての記載部分で、「小学校6校を2校に(現小川小と現西中の位置に新設)」とある部分の「新設」という表現について、新築をするというイメージがあります。

P.3 の文中においては、同様の主旨に関する記述として、「現小川小学校と現西中学校を活用して新設小学校2校を創設し」とありますので、このような表現のほうがよいと思います。

高橋会長) この部分については、諮問文を引用しました。

諮問は、「小学校は、現在の6校から2校に再編する。」「再編により生じる学校は、新たな校名を付し、新たな学校として設置する。」「小学校は、小川小学校と西中学校の位置に配置する。」とあります。

末藤委員) 私の意見は、新設という表現では、新築するという意味に捉えられてしまうのではないかと、ということです。

諮問の表現とは異なっています。

高橋会長) 新たな学校として設置する、ということですので「新設する」としています。

末藤委員) 私の感覚では、新たに建て直すと捉える人もいるのではないかと懸念があるのですが。

高橋会長) いかがいたしましょうか。

事務局にお尋ねしますが、諮問にある「新しく設置する」というのは、既存の施設を活用する場合もあるし、新しく建て直す場合もあるということですか。

事務局) 諮問にある「新しい学校」というのは、建物としては既存のものを改修する等して使う場合であっても、建て替えを行う場合であっても、いずれにしても、学校としてはこれまでとは違う名前を付して、新しい学校としてスタートするというのが諮問の内容になります。

「新たな学校」というのは、必ずしも新しく建て直す場合だけに限りません。

事務局) 我々が諮問する際に、新たな校名を付すということをもって「新たな学校」であるということ定義付けたつもりです。

先ほどの末藤委員のご発言は、財政的な観点からも、新しく立て直すことはあり得ない、という主旨でのご発言だったのだらうと思います。末藤委員のご意見を取り入れるのであれば、例えば、現小川小学校と現西中学校の位置にそ

の施設を活用し統合、という表現の仕方も考えられると思います。

しかし、末藤委員の意見に限らないかもしれません。例えば、今後町が計画を策定するにあたり、財政面や教育の質を担保する面からも、全て改築するほうがよいという判断になることもあるかもしれません。

ただ、末藤委員がおっしゃるように、現在の財政状況からいえば、活用というのは、多くの人にとって、物理的に古い資材を活用するという意味で捉えられることが多いのではと思います。

私たちは、その部分について、物理的に施設を新しくするか否かという方法は特定しておりません。その位置に統合するということを諮問しています。

「新設」という言葉を避けるのであれば、「統合」という言葉を用いるのがよいのではないかと思います。以上です。

高橋会長) この部分は、結論を述べるところではなく、審議の方法を述べている部分であり、この部分は、諮問のとおりを書いていくのがよいと思います。

私が、P.3の文中において「活用」という言葉を用いて記載したことにより、紛らわしさが生じてしまっていると感じますので、この部分を諮問の文言のとおり修正し、「現檮台中学校の位置に学校を創設する」というように修正し、P.2との文言を揃えるのがよいと考えます。

いかがでしょうか。

(委員承認)

高橋会長) 頷きが見られますので、ではそのように修正をお願いできればと思います。他にいかがでしょうか。

末藤委員) もう一度質問しますが、今の文言をもう一度確認させてください。

高橋会長) 私は諮問書に書いてある内容を要約した形で書いてあります。

諮問書の小学校の部分で、3つに分けて文章が書かれています。「小学校は現在の6校から2校に再編する。再編により生じる学校は、新たな校名を付し、新たな学校として設置する。小学校は、小川小学校と西中学校の位置に配置する。」と書いてあります。

末藤委員) それをまとめたのが、新設という表現になったということですね。

高橋会長) そうです。

末藤委員) それならば、諮問書の元の文章をそのまま載せた方がはっきりしますよね。

高橋会長) 要点を記載するということがよいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

末藤委員) 新設という言葉ですと、一般的には新たに造ると思う方がいるのではないかと思います。最終結論としてこれが出るわけですから。

高橋会長) 建物を新しく作ることだけが新設ではありません。古い学校を施設として使いながら、校名だけを新しくしても新設というのです。新設といっても、いろいろな意味を含んでいます。

そのため、特に問題はないと思いますが、いかがでしょうか。

末藤委員) 普通、言葉として新設といえば新しく造るという意味ではないですか。

高橋会長) 文言についてずっとやっていくと、これで時間がなくなり、まとめができずに終わってしまいます。ですから、主旨が違うということがなければ、文言については任せていただく、ということによろしいですか。

(委員承認)

高橋会長) では、次へ進みたいと思います。ここまではよろしいですか。

事務局) 会長、よろしいでしょうか。

過日、会長と副会長と打合せを行ったときも深夜に及びました。会長が先ほどおっしゃったように、あと1回で答申をまとめるという日程を考慮しますと、答申書の案を一言一句読み上げて確認をしていくのは、時間的に懸念されます。

差し出がましいようで恐縮ですが、事務の日程等を踏まえ、進行の在り方をご確認いただけますとありがたいと思います。

高橋会長) 時間のことは心配をしております。

審議会で審議をした内容について、皆さんの意見とずれが生じている部分があればご指摘をいただければと思います。文言について、訂正をする必要がある場合には指摘をしていただき、後ほどこちらで考えます。内容について、審議会の皆さまの意見と相違している部分について、ここで審議することができればよいと考えています。

ただ、進め方として、一応は読んでいった方がよいと考えています。

読み上げていきますので、その中で内容的に問題があれば、ご意見として出していただくということによろしいでしょうか。

(委員承認)

高橋会長) では、進めていきたいと思います。

続いて2審議経過です。これは、これまでの経過なので、特に訂正点等はないかなと思いますが、このような形式でよろしいでしょうか。

では、経過については、特に問題はないかなと思います。

次に、3「長期計画」に関しての結論の部分です。読み上げます。

(高橋会長朗読)

寺井委員) 最初の四角の中の1行目から記載が始まる、「現西中学校の位置に町立学校」という表現の部分についてです。3行目では、「町立中学校」という表記

の仕方をしていきますので、これと表現を揃え、1行目については「町立小学校」としてはいかがでしょうか。

高橋会長) 1行目ですね。では、「町立学校」の部分で、「町立小学校」に訂正をお願いできればと思います。ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

鈴木好幸委員) P.7の最初の部分ですが、「校地」となりますが、「敷地」の方がよいと思います。

高橋会長) P.7の1行目、「校地も広く」の部分について、「敷地も広く」と訂正をお願いします。

内容的にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員承認)

高橋会長) では、次に進みたいと思います。

4「長期計画」の実施方法についてですが、1点訂正があります。

4のタイトルについて、P.7の文中において、「長期計画に関わる再編の実施方法」と記載していますので、これに合わせたいと思います。よろしく願います。

では、(1)学校統合の形態と通学区域について、読み上げます。

(高橋会長朗読)

高橋会長) この部分は、通学区域のことについて、細かく書いておりましたが、前回、短期計画の際、通学区域審議会が廃止され、学校再編等審議会に通学区域の審議についても委ねられた経緯があります。

そのため、ここで通学区域のことについて触れていく必要がある、という指摘がありました。それを踏まえ、この部分にそれを含めて書きました。

いかがでしょうか。

末藤委員) 敷地というと、建物だけを意味することになりませんか。運動場等が除かれてしまうような気がします。

高橋会長) 校地の方がよいですか。

末藤委員) 校地の方がよい感じがします。

高橋会長) 文言の部分ですので、後で調べて適切な表現にしたいと思います。

内容的にいかがでしょうか。

遠藤委員) P.9の下段部分にある「下のグラフ・表に」という表現について、次のページグラフ・表が記載されていますので、「次のページ」としたほうがよいと思います。



高橋会長) ではそのように、該当部分の訂正をお願いします。  
他にいかがでしょうか。

(委員承認)

高橋会長) 皆さまの様々なご意見について、できる限り盛り込んで、このような形にまとめさせていただきました。文言上の表現については、細かい部分で訂正することがあるかもしれませんが、全体としてここまではよいということで、次に進みたいと思います。

(2)通学方法について、読み上げます。

(会長朗読)

高橋会長) ここまでいかがでしょうか。

事務局) 会長よろしいでしょうか。この部分については、中心的な課題になると捉えているところです。

本日、会議の冒頭で、答申書案の記載事項のうち、四角で囲まれた部分の記載が、皆さまの合議による事項となっているかどうか確認をお願いしたい旨を発言させていただきました。

例えば、P. 12 の四角で囲まれた部分について、自宅からバスの乗降場所までが極端に遠くなる児童に対しては、タクシーでバス停まで送る、という案かなと思います。このあたりについて、そのような意見が出されていたという認識はありますが、審議会としてバス停までタクシーで送るべきであるということが、皆さんの合議かどうかということについても、ご確認をいただけるとよいかと事務局としては思っているところです。

また、費用負担に関する部分についても、審議の過程においては、短期計画が保護者の一部負担になったことを受けて、長期計画においても保護者の一部費用負担とすることもよいのではないかと、という意見も出ていたかと思えます。全額公費とする、という部分についても、皆さまにご確認をいただければと思えます。通学距離の2～2.5kmという部分についても同様です。

このような意見がありました、という内容のものであれば、この四角の中ではなく、外に記載されるべきものかなと思います。

この四角の中の結論部分について、皆さまに確認をいただければと考えております。

高橋会長) 私がまとめた文章ですので、まとめにあたっては今までの審議経過を踏まえて、読み返して文章として形にしたものです。ただ、全員の結論として確認をしたか、と言われると、そうでない部分もありますので、この場でこの部分がこれでよいかどうかということを確認させていただきたいと思えます。

先ほど、事務局から3点ほど指摘がありました。

1つは、遠距離の子どもについて、グループワークにおいては、遠い子はタクシーで学校まで送るとか、いろいろな意見が出ていたと思えます。私の方で読み取る中で、バス停までタクシーで行くという内容もあったと受け止めてい

ます。その部分の解釈が、皆さんの意見と異なっているということであれば、ご意見をいただけたらと思います。まずこの部分から確認したいと思います。

いかがでしょうか。ここはこの文章のとおりで確認したということでしょうか。

距離については、2 km ということが短期計画のときにはありましたが、グループワークのなかで、はっきり距離を区切ることはできないという意見もあったことから、私は2～2.5kmとして幅を持たせた表現としました。この距離についてはいかがでしょうか。

末藤委員) グループワークにおいては、2 km 以内という話が出ており、2.5km という議論は出てこなかったと思います。

高橋会長) 2 km 以内という話があったことは承知しています。一方で、はっきりと区切ることはできない、という意見があったことも把握しています。きっちり2 km という線を引くわけにはいかないということで、それを表現するために、私のほうで2～2.5km という表現の仕方と記載をしました。

これについていかがでしょうか。

末藤委員) おおむね2 km という表現も考えられます。

高橋会長) おおむね2 km ですね。いかがでしょうか。

原委員) おおむね2～2.5km としておけば、とも思います。

高橋会長) およそということを表す主旨なので、これでよろしいですか。

皆さま、確認ということで、2～2.5km でよろしいでしょうか。

(委員承認)

高橋会長) それではもう一つ、費用の負担について、ここでは公費で賄うべきであるという表現になっています。これについては、保護者の一部負担という意見もあったかと思いますが、いかがでしょうか。

末藤委員) 議論の初めでは、保護者の一部負担という意見が出ていましたが、それは短期計画の結果なので、後に、我々審議会としては公費負担だということになったと思います。

高橋会長) これは私も全体会で確認をしたと思っております。町の事情により、答申のとおりにはならない可能性もあるかもしれませんが、審議会の意見としては、公費で賄うべきだという結論でよろしいでしょうか。

(委員承認)

高橋会長) では、3点確認をさせていただきました。この、通学方法の内容の四角の中の結論については、審議会としての結論であることを確認したというこ

とでよろしくお願いいたします。

事務局) 議長よろしいですか。

四角の中の④でございますが、審議会の議論は、次のような内容であったと思っております。確認・訂正をお願いいたします。

「④スクールバスの運行等、通学にかかる費用は公費で負担する。」とありますが、「等」の後に読点が打ってあります。通学にかかる費用は公費で負担するとなりますと、通学全般にかかる費用という意味にも捉えられてしまい、これは家庭によって様々でございます。

また、運行にかかる費用というよりは、保護者や児童を主体と考え、スクールバスの利用にかかる費用と表現したほうが適切ではないかと考えます。

加えて、「スクールバス等」という表現が意味合いとして曖昧ではありますが、スクールバス等の利用にかかる費用という意味であると思います。スクールバスを手配するということが結論であるため、その他の交通手段としてスクールバス以外のものも考えられるということから「等」としているものと考えられます。

以上のことから、審議会の議論は、「スクールバス等の利用にかかる費用は、公費で負担する」ということだったかと思えます。ご確認をお願いいたします。

高橋会長) 運行という言葉は私は使いました。それから、等はタクシーを想定したものです。事務局から、利用する視点で「スクールバス等の利用にかかる費用」というように直した方がよいのではないかと、という意見がありましたが、それでよろしいでしょうか。

(委員承認)

高橋会長) はい、ではそのようにその部分は訂正をさせていただきます。「スクールバス等の利用にかかる費用」というように訂正をお願いします。

他にいかがでしょうか。

田中委員) 四角の中の②の記載の中で、「学校や乗降場所までのタクシーによる送迎等も手配することが必要です」とありますが、児童の下校の際も、乗降場所でスクールバスを降りて、そこからタクシーで下校するということでしょうか。それがどのような方法になるのか想像できません。

下校時の子どもの安全を考えた場合、学校と自宅の2箇所間でのスクールバスやタクシーの利用であるほうが望ましいと思います。ですので、この部分では、乗降場所という文言の記載は、なくてもよいのかなと考えます。

高橋会長) 下校時のことですね。たしかに下校のときは、乗降場所で降ろされて、そこからタクシーを使って家まで帰るというような意味の表現になってしまうということですね。

そうすると、この部分については、いかがいたしましょうか。

田中委員) 例えば、「学校までタクシーによる送迎も手配することが必要です」としてもよいのかなと思います。

高橋会長) いかがでしょうか、田中委員がおっしゃったような表現とすることでよろしいでしょうか。登校時は乗降場所まで、という形で。

末藤委員) 私は、変更せずにこのままでよいと思います。下校時も、スクールバスの発着時間はわかっているのですから、それに合わせてタクシーを配備すればよいのではないのでしょうか。ですので、下校時もタクシーを利用することは可能だと思います。

具体的には、下里付近の児童ですよ。下里地区の一番奥の地区などは、スクールバスが通ることが困難ですので、スクールバスで行ったところから、さらに先はタクシーというような方法になると考えられます。

以上のことから、私は原案のと通りの表現でよいと考えます。

田中委員) 下校時にスクールバスの乗降場所に大人がいればよいと思いますが、誰もいない場合で、さらにタクシーが来ていなかった場合等は、児童がその場に取り残されてしまうこととなります。何の連絡方法もありません。

児童の安全管理上、問題があると思います。

高橋会長) 実際にはそのような場面も想定されますので、それは実際の運行計画を決める段階で、細かく決めていくような内容になると思います。

この時点で、審議会の結論として、乗降場所という表現を除いてしまうと、学校までタクシーで送迎するのみの形になってしまいますし、下校時のことを考えると、スクールバスとタクシーの乗り継ぎの調整に課題が出てくる場合も考えられます。

ここで示す表現は、学校や乗降場所まで、というように両方読み取れるような形で記しておく形でよろしいでしょうか。

そのうえで、詳細な内容については、運行計画を立てる段階で決めていくという方法でいかがでしょうか。

田中委員、このような形でよろしいでしょうか。

田中委員) 私は、それがよく理解できません。学校までタクシーで送る、という表現とすることで、何か問題が生じるでしょうか。

高橋会長) 皆さんの認識がその結論でよいかどうかということ、もう一度確認したいと思います。いかがでしょうか。

極端に遠い児童は、乗降場所までタクシーで行くのか、あるいは、乗降場所が遠い児童は、学校までタクシーで行くということか。

原委員) 考慮する必要がある、という表現はいかがでしょうか。タクシーがよいという場所もあるでしょうし、自転車がよいというところもあると思います。また、親が迎えに来るケースなども考えられます。

高橋会長) 送迎等を考慮する必要がある、という表現とするということですね。手配することが必要です、という部分を、「極端に距離が遠くなる児童に対しては、通学方法を考慮する必要があります。」という形でよろしいですか。

鯨井委員) その表現ですと、曖昧になってしまいますので、「タクシー」という表現は明記しておいたほうがよいと思います。

末藤委員) 場所を特定しない書き方がよいのではないのでしょうか。

高橋会長) タクシーに限らない場合もありますので、学校や乗降場所まで、という表現をとってしまつて、タクシーによる送迎等も手配することが必要です、とするということですね。

原委員) 「等」としているので問題ないと思います。具体的にタクシーと明記してしまうと、全員がタクシーを使うものだと思ってしまうかもしれません。

末藤委員) 通学方法としては自転車もよいけれど、ここはタクシーと明記することが大事だと思います。

鯨井委員) 具体的なことは準備会で検討することだと思いますが、審議会としても、この部分からは、タクシーという言葉は外さないでおいたほうがよいです。

高橋会長) 学校や乗降場所という言葉と取り除いて、「タクシーによる送迎等も手配することが必要です。」という表現でよろしいですか。

では、そのように訂正したいと思います。他にいかがでしょうか。

(委員からの発言なし)

高橋会長) 特にないようですので、確認したということで、四角の中の結論部分について、先ほどのとおりに訂正をして進めたいと思います。

では次に、(3)心のケアについてです。これについては、これまでいろいろと出てきた配慮事項的な意見を、集約した形で並べて記入をしてあります。

では、(3)心のケアについて、読み上げます。

(会長朗読)

高橋会長) ここまでで、何かご意見ありますでしょうか。

寺井委員) P. 16 の⑤の5行目について、「学校カウンセラー」とありますが、前のページでの表記と統一し、「スクールカウンセラー」とするのはいかがでしょうか。

高橋会長) そうですね、ここは「スクールカウンセラー」に修正いたします。

他にいかがでしょうか。前回、佐藤委員にご意見いただいた部分については、このような形で反映させていただいておりますが、いかがでしょうか。

佐藤委員) ありがとうございます。

内田副会長) P. 15 の四角の中の見出しについて、「の統合」の文言をとってしまっ  
たほうがよいのではないのでしょうか。その前段で、全体にかかる形で「統合に  
際して」という表現で始まっているので、見出しは単に「小学校」と「中学校」  
としたほうが、よいと思います。

高橋会長) では、そのようにいたします。その他にいかがですか。

末藤委員) 会長よろしいですか。

最初の議論の部分に戻ってしまうのですが、P. 2 の学校再編の諮問の骨子を記  
載した部分の「新設」という表現の仕方について、いろいろ考えましたが、や  
はり違和感があります。

事務局) ここは諮問に関する内容であり、諮問の主体は町及び町教育委員会です  
ので、こちらから申し上げます。

この部分について、誤解のないように言い換えるのであれば、「現小川小学校  
と現西中学校の位置に新たな学校として設置」とすれば、諮問のとおりとなり  
ます。いかがでしょうか。

高橋会長) そのとおりでよいと思います。要は、このような諮問を受けたという  
事実が分かればよい箇所ですので。

末藤委員) 了解しました。その表現ならば納得できます。

高橋会長) それではよろしいでしょうか。終了予定時刻を過ぎていますので、本  
日はここまでとし、残りは次回といたします。

次回で残りの部分のすべてをやらなければなりませんので、皆さま内容のご  
検討のほどよろしくお願いいたします。

加えて、答申の巻末に資料をつけさせていただいております。もし名簿等で  
誤りがありましたら、次回確認をしていただければと思います。それぞれご自  
分の部分について、ご確認をお願いします。

それから図等については、これまで教育委員会等からいただいた資料をもと  
に私が加工したものもあります。あとは、審議会の中で配布をさせていただ  
いた資料をつけてあります。ご確認ください。

では、次回は(4)統合に関わる学校の施設・設備・予算のところからというこ  
とになります。

それでは、ここで(2)の議事を終了とさせていただきます。

続いて、次回の開催日程を決めたいと思います。それでは、事務局から願  
いします。

(令和3年1月の開催日程について日程調整)

高橋会長) ありがとうございます。

それでは、令和3年1月27日(水) 18:30~に決定ということで次回、最終  
となりますが、よろしくお願いいたします。

事務局) 会長よろしいでしょうか。

会長がおっしゃったように、この審議会の予算は、1月の開催で最後となります。1月の開催により、答申の内容はすべて確認ができるものと捉えております。最終的な審議の終了後は、できるだけ速やかに町長に答申を渡していただくということになるかと思えます。

その日程は町長の日程にもよりますが、その際は申し訳ありませんが、予算の関係上、委員報酬無しでご足労をお掛けすることになるかと思えます  
このことについて、会長・副会長のご確認をいただけますでしょうか。

高橋会長) 皆さんで集まるということも、予算上も難しいことですので、町長への答申については、正副会長が代表して行うということと、報酬も関係なくやらせていただけたらと思っておりますので、皆さまのご了解をいただければと思います。

なお、町長への答申について、同席したいという方がいらっしゃる場合、事務局で調整していただけるということでもよろしいでしょうか。

事務局) はい。

高橋会長) では、答申を渡す日程については、後日決めていきたいと思えます。

議事は以上となりますが、皆さまから何かありますか。よろしいでしょうか。なければ、本日の議事を終了させていただきます。ありがとうございました。

#### 4 事務連絡

特になし

#### 5 閉会

瀬上副会長